

**県立学校における新型コロナウイルス感染症対策の対応について  
(新年度に向けた対応)**

令和2年3月26日  
宮崎県教育委員会

標記について、政府の新たな方針を踏まえ、これまでの対応から次のとおり変更します。

◎ 今後の対応

全ての県立学校の教育活動を4月1日から再開する。ただし、具体的な教育活動等の対応については、国から示された「3つの条件」が同時に重なることを回避するなど十分な感染防止対策を講じること。なお、今後の感染の広がり等を見ながら、見直しを含め適宜判断する。

※3つの条件

(①換気の悪い密閉空間、②多くの人が密集する空間、③近距離での会話等)

(1) 学校再開の理由

- 休業期間中に児童生徒等の感染者が出ていないため。
- 児童生徒等の学びの保障と保護者等の不安の軽減等を図るため。

(2) 春休み期間中の対応（4月1日から始業日前日まで）

- 感染拡大防止の取組を徹底し、校内での児童生徒等の活動を認める。特に屋内での活動については、密閉空間での長時間の活動等は避けるなど、実施に向けての対策を各学校で講じること。

(3) 入学式等の対応

- 入学式は、感染拡大防止の取組を徹底した上で実施する。なお、他の行事等についても同様の取組を前提に各学校で検討すること。

(4) 学習指導等（別紙1参照）

- 児童生徒等が授業を十分に受けることができなかつたことにより、学習に著しい遅れが生じることのないよう、可能な限り必要な措置を講ずるなど配慮すること。

(5) 学校・家庭での保健管理（別紙2参照）

- 新型コロナウイルス感染予防については全職員で共通理解したうえで適切に対応すること。
- 保護者等と連携した、検温及び健康観察シート等を活用した児童生徒等の健康管理を行うこと。なお、登校前に確認できなかつた児童生徒等については、保健室等での検温及び風邪症状の確認を行うこと。
- 保護者等に対して、下記の事項について周知すること。
  - ・ 児童生徒等に風邪症状（発熱、鼻水、咳、倦怠感等）がある場合は、症状がなくなるまで自宅で休養させること。その場合、欠席扱いにはならないこと。
  - ・ 上記の症状以外でも、出席させることに不安がある場合は学校へ相談すること。

**( 6 ) 部活動（別紙3参照）**

- 感染防止策をとった上で再開できることとする。
- 原則として、学校単位で行うこと。

**( 7 ) 新たな感染が発生した場合**

- 学校関係者（児童生徒等・教職員）に感染者が出た場合には、陽性が判明した日から陰性に転じる日までは出席停止等とする。臨時休業については、福祉保健部局及び学校医等と相談の上、当該感染者の症状の有無や地域における感染拡大の状況等を総合的に判断し、県教育委員会と校長で協議して決定する。
- 感染者と濃厚接触のある学校関係者（児童生徒等・教職員）についても、感染者の感染が判明した日から14日間を目安に経過観察となり、出席停止等とする。
- 感染地域等周辺の学校についても臨時休業とする場合がある。

**( 8 ) その他**

- 学校再開にあたり、校長は国から示された「チェックリスト」を参考に、自校の取組について必ず確認すること。
- 上記の対応は令和2年3月26日時点のものであり、今後の国の動向や感染状況等によっては、対応の変更の可能性もある。その際は、改めて連絡を行う。

(別紙1)

## 新型コロナウィルス感染症対策に係る授業再開に関する留意事項について

学校の教育活動再開については、専門家会議において、以下の3点が示されたところです。

- ①換気の悪い密閉空間にしないために換気を徹底する
- ②多くの人が手の届く距離に集まらないための配慮を行う
- ③近距離での会話や大声での発声ができるだけ控える

これらを踏まえ、授業を再開するにあたっては、下記の点に留意して適切に対応していただきますようお願いします。

### 各教科等の指導について

- 1 授業においては、教職員・生徒とも、飛沫が飛ばないよう、可能な限りマスクを装着すること。
- 2 授業環境として、「座席の間隔を開ける」「対面を避ける」「空き教室を活用した少人数指導」等、学習中における生徒の位置や学習形態について、可能な限り配慮すること。
- 3 感染の危険性を高める可能性がある学習については、年間指導計画を見直し、可能な限り指導の順序の変更などの工夫を行い、当面の間は実施しないこと。  
(例) ○ 多くの生徒が、一斉に音読したり、一斉に歌ったりする学習  
○ 生徒同士が対面となるグループや班に分かれて行う学習
- 4 保健体育等の授業において、実技を伴う学習活動においては、人ととの接触を避ける等の感染症対策を徹底し、一度に大人数が集まって密集する活動とならないよう配慮すること。
- 5 課外については、4月の始業日までは実施しないこと。

### 休業中の代替措置について

- 1 休業中の授業内容の補充については、実態を把握し、年間指導計画を見直すなど、可能な限り配慮すること。
- 2 長期休業期間を短縮したり、土曜日に授業を行ったりする場合は、生徒や教職員の負担が過重とならないように配慮すること。

## 新型コロナウイルス感染予防のための留意事項について

学校を再開するにあたり、学校における新型コロナウイルス感染を予防するため、以下の内容を全教職員で共通理解したうえで適切に対応くださいようお願いします。

### 家庭との連携

- 1 免疫力を高めるため、十分な睡眠、適度な運動やバランスのとれた食事を心がけることについて、学校における児童生徒等への指導と併せて、家庭への啓発に努めること。
- 2 石鹼での手洗いや咳エチケット等の基本的な感染症対策の徹底について、学校における児童生徒等への指導と併せて、家庭への啓発に努めること。
- 3 登校前の健康状態（検温、風邪症状の有無等）を確認し、児童生徒等に発熱等の風邪症状が見られるときは、軽い症状でも自宅で休養させるよう徹底すること。登校前に健康状態を確認できなかった場合は、保健室等で確認すること。

### 授業、休み時間等

- 1 「座席の間隔を開ける」、「対面を避ける」、「空き教室を活用した少人数指導」等、学習中における児童生徒等の位置や学習形態について、可能な限り配慮すること。
- 2 体育等、活動を伴う学習においては、人と人の接触を避ける等の感染症対策を徹底し、一度に大人数が集まって密集する活動とならないよう配慮すること。また、屋内での活動については、こまめな換気を心がけること。
- 3 集会等については、放送による実施等について検討し、やむを得ず実施する場合には、上記3について十分に配慮すること。
- 4 定期的に又は常時窓を開けるなど、部屋の換気を徹底すること。その際、衣服等による温度調節についても配慮すること。
- 5 児童生徒等に石鹼での手洗いや咳エチケットを励行させること。近距離での会話や発声等が必要な場面では、咳エチケットの要領でマスクを装着するなど指導すること。
- 6 休み時間の過ごし方等について児童生徒等の発達段階及び実態に応じた指導をすること。

### 給食・昼食

- 1 「学校給食衛生管理基準」に基づいた調理作業や配食等行うよう改めて徹底すること。
- 2 配食を行う児童生徒等及び教職員の下痢、発熱、腹痛、嘔吐等の症状の有無、衛生的な服装、手指の確実な洗浄等を毎日点検し、適切でないと認められる場合は給食当番を代えるなどの対応をとること。
- 3 喫食者全員に対して石鹼での手洗いについて、指導を徹底すること。
- 4 会食の際には、「机を向かい合わせにしない」、「会話を控える」等、飛沫を飛ばさない工夫をすること。

### その他

- 1 本感染症に係る事由で児童生徒等が自宅休養した場合は、「学校保健安全法第19条による出席停止」又は「非常変災時等児童生徒又は保護者の責任に帰すことのできない事由で欠席した場合などで、校長が出席しなくてもよいと認めた日」として扱うこと。（令和2年2月26日付け0550-2158文書の別紙参照）
- 2 学校は、管轄の保健所及び学校医等との連携に努め、学校内の感染状況の把握及び感染症防止対策等について指導・依頼があった場合には、適切に対応すること。
- 3 教職員の出勤及び感染症対策については、児童生徒等と同様に対応すること。
- 4 学校医及び学校薬剤師などと連携した保健管理体制を整え、特に多くの児童生徒等が手を触れる箇所は、適宜、消毒液を使用して清掃を行うなど、環境衛生を良好に保つこと。

## 部活動再開の留意事項について

部活動を再開するにあたり、部活動における新型コロナウイルス感染を予防するため、以下の内容を、全部活動顧問で共通理解したうえで適切に対応くださるようお願いします。

- 1 練習前の健康状態（検温、風邪症状の有無等）を確認し、生徒に発熱等の風邪の症状が見られる時は、部活動の参加を見合わせ、自宅で休養するよう指導すること。
- 2 生徒の体力の状況等を把握し、段階的な練習計画を立てて実施すること。
- 3 3つの条件が重ならないよう、実施内容や方法を工夫すること。
  - ・ 一度に大人数が集まって密集するような活動とならないよう配慮する。
  - ・ 屋内での活動については、こまめな換気を心がけること。
  - ・ 近距離での会話や大声での発声をできるだけ控えること。
- 4 生徒の健康・安全の確保のため、生徒だけに任せることではなく、教師等が部活動の実施状況を把握すること。特に、異動等により顧問が不在の場合でも、実施状況を把握することができる担当の教師等を決めること。
- 5 生徒に手洗いや咳エチケットなどの基本的な感染症対策を徹底させること。
- 6 部室等の利用にあたっては、短時間の利用としたり一斉に利用しないなどに留意するように指導すること。部室等の多くの生徒が手を触れる箇所は、適宜、消毒液を使用して清掃を行うなど、環境衛生を良好に保つこと。
- 7 補食や水分補給の際には、他人との距離に配慮するよう指導すること。また、タオル、コップ等の共用はさせないこと。
- 8 施設が限られる競技や人数不足により日頃から合同で練習している場合は、複数校での活動ができるものとする。

# 県立学校における新型コロナウイルス感染症対策の対応について (宮崎市内の感染拡大の状況を踏まえた対応)

令和2年4月6日  
宮崎県教育委員会

標記について、これまでの感染拡大防止の取組からの追加についてお知らせします。

## ◎ 今後の対応

今まで以上の感染拡大防止の取組を行った上で、予定どおり、全ての県立学校を再開する。

### (1) 教職員及び児童生徒等の動向の確認について

- 校長が始業式の前日までに、3月23日（月）から4月6日（月）の期間中に、緊急事態宣言により指定の7都府県（東京都、神奈川県、千葉県、埼玉県、大阪府、兵庫県、福岡県）に滞在した教職員の有無について確認すること。
- 原則、上記の期間中に滞在した教職員については、滞在最終日の翌日から2週間を目安として自宅待機扱いとする。なお、その間の服務については、別途通知する。
- 児童生徒等についても、始業式当日に確認を行うこと。
- 上記の期間中に滞在した児童生徒等については、保護者と十分な協議を行い、定期的な検温や健康観察を行うなど、当該児童生徒等の健康状態の把握に努めること。

### (2) 始業式について

- 始業式は、実施の可否について再度検討すること。
- 実施する場合は感染拡大防止の取組を徹底すること。特に感染確認地域（宮崎市・東諸県郡圏域、延岡市・西臼杵郡圏域）の学校については、体育馆等に全校生徒を一同に集めるなど「3つの密」が重なるような始業式は実施しないこと。

※3つの密：①換気の悪い密閉空間、②多くの人が密集する空間、③近距離での会話等

### (3) 入学式について

- 入学式は、感染拡大防止の取組を徹底した上で実施する。
- 感染確認地域（宮崎市・東諸県郡圏域、延岡市・西臼杵郡圏域）の学校については、参加人数の制限を行うなど「3つの密」が重ならないような入学式を実施すること。

### (4) その他

- 学校再開にあたり、校長は上記の項目及び国から示された「チェックリスト」を参考に、自校の取組について必ず確認すること。
- 上記の対応は令和2年4月6日時点のものであり、今後の国の動向や県内の感染状況等によっては、対応の変更の可能性もある。その際は、改めて連絡を行う。